

<< **重要** >>**申請取次申出に係る事務取扱い  
(令和4年4月1日より適用)**

## 1. 更新者のガイダンス受講義務化 (周知)

**【重要】** 更新申出時には、当会「ガイダンス受講修了証書」の写しを提出して頂きます。  
修了証書がない場合は、更新手続きができません。

※ 更新申出時に添付する修了証書は、①日行連発行の「研修受講修了証書」と、②神奈川会発行の「ガイダンス受講修了証書」の計2枚となりますので、ご留意下さい。

令和3年4月12日改正施行の神奈川県行政書士会「申請取次行政書士管理委員会規則」に基づき、届出済証明書の「更新」を希望する会員に対しても、申請取次行政書士管理委員会主催のガイダンス受講が義務付けられ、**令和4年4月1日から適用・運用**されております（同規則附則）。

更新者用ガイダンスは、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式により、令和4年1月より配信・受講できるようになっております。以下の留意点をご一読頂き、更新の申出（所持する届出済証明書の有効期限の2か月前必着）までに「ガイダンス受講修了証書」が添付できるように、受講なさって下さい。【別添1参照】

## 《 留意点 》

- 各会員が個々の端末（PC・タブレット・スマートフォン）から神奈川県行政書士会サイトにアクセスし、受講する形式です。

VODサイト登録の流れ (<https://kana-vod.com/announce/26>)

神奈川県行政書士会VODサイト (<https://kana-vod.com/>)

⇒ ログイン後、コンテンツ検索のキーワードに「申請取次」と入力  
 ⇒ 「ガイダンス（届出済証明書更新）」を選択して受講

神奈川県行政書士会  
 申請取次行政書士管理委員会  
 ガイダンス（届出済証明書更新）

- ご自宅や事務所にて聴講可能です。また、受講申し込みは不要です。
- 受講前にVODサイトから「課題シート」をダウンロードし、できれば事前に検討頂いてから、VOD講座を受講して下さい。
- 受講後はVODサイト上の「課題シート・送信用フォーム」に必要事項を入力し、検討内容を送信して頂きます。委員会と同シートを審査し、かつ、ガイダンスを最後まで受講したことを確認できた方に対して「ガイダンス受講修了証書」を交付致します。  
 ※受講確認は管理者側より行いますので、動画の受講以外に受講者側で特段処理を行う必要はございません。  
 ※修了証はVODサイト登録のメールアドレスに届きますので、迷惑メールなどの設定をされている場合は解除をお願い致します。  
 ※課題シート提出後、修了証書発行までは1か月程度かかりますので、余裕をもってお手続き下さい。

## 2. 更新申出「期限遵守」の徹底を！

「更新申出書」の提出・受付期間は次のとおりです。期限徒過、上記修了証書（2枚）その他必要な書類が添付されていない場合には、更新の申出を受け付けできませんので、十分ご注意下さい。

※ 届出済証明書の有効期間満了の 3か月前 から 2か月前まで (必着)

新型コロナウイルス感染症発生以降、日行連の研修会・修了証書発行に係る運用も変更されており、コロナ以前と異なり、研修受講と同日に修了証書が交付される運用ではなくなっております。

所持する届出済証明書（ピンクカード）の有効期限直前の研修受講では、必要書類の添付ができず更新の申出を受け付けできない事態が想定されますので、「ピンクカード更新申出準備スケジュール」も参考に、余裕をもった更新申出の準備をなさってください。

※ 前記の「更新の申出」(2か月前まで(必着))時に 必要書類が揃っていない場合は、更新の申出は受け付け致しかねますので、十分にご注意下さい。

### 3. 「申請取次実績報告書」の提出は義務です！

※ 1月は「申請取次実績報告書」の提出時期となります。

前年の実績を、毎年1月1日から 1月31日まで (必着) にご提出頂きます。

「申請取次実績報告書」の提出がない場合は、規則第4条の2により義務不履行として、届出済証明書を交付できない場合もありますので、ご留意下さい。

### 4. 「申請取次申出書」提出時の留意点（再掲）

令和3年4月1日より改正後の申請取次事務処理が運用されておりますところ、申出時の添付書類不備が未だに散見されますので、下記各点にご留意下さいますようお願い致します。

記

- (1) 「経歴書」は、更新申出の際にも添付書類とする改正がなされておりますので、更新届出者におかれましても 「経歴書」を忘れずに添付して下さい。また、経歴書各項目の記載漏れがないようにご留意下さい。
- (2) 「法人の社員又は法人の使用人行政書士」の新規申出の際は、当該法人の「登記事項証明書」（法人登記簿謄本）を忘れずに添付して下さい。  
法人の目的には「出入国関係申請取次業務」の記載が必要です。当該業務内容の記載がない場合には、予め定款変更・登記等の手続を済ませたうえで、申請取次申出をなさるようして下さい。
- (3) 「使用人行政書士」の申出にあつては、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、新規・更新いずれの申出の際も「代表者の届出済証明書（写し）」を忘れずに添付して下さい。
- (4) 「外国籍の方」は「在留カード」・「特別永住者証明書」の写し（表裏の両面）を忘れずに添付して下さい。
- (5) 届出済証明書（更新）の交付を受けた方は、速やかに更新前の「旧届出済証明書」をご返還下さい。

※ 以上、本会HPのお知らせ-2021.06.14【重要】申請取次申出に係る取扱い変更（周知）／手続き案内→18 申請取次行政書士関係手続→1 様式, 2 ⑧申請取次実績報告書, 等も再度ご確認のうえ、遺漏のないようご対応下さいますようお願い致します。

神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（抄）

（交付に関する届出者等の義務）

第4条の2 届出者等は、委員会が届出済証明書を交付するにあたり、次の義務を履行していなければならない。

二 **更新**の届出を申し出た者にとっては、委員会が主催する**ガイダンス**を申出時に所持する届出済証明書の有効期間内に**受講すること**。

三 毎年1月から12月までの**申請取次実績報告書**を翌年1月31日までに委員会に**提出すること**。

2 委員会は、届出者等が前項各号の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、届出済証明書の交付を拒否することができる。

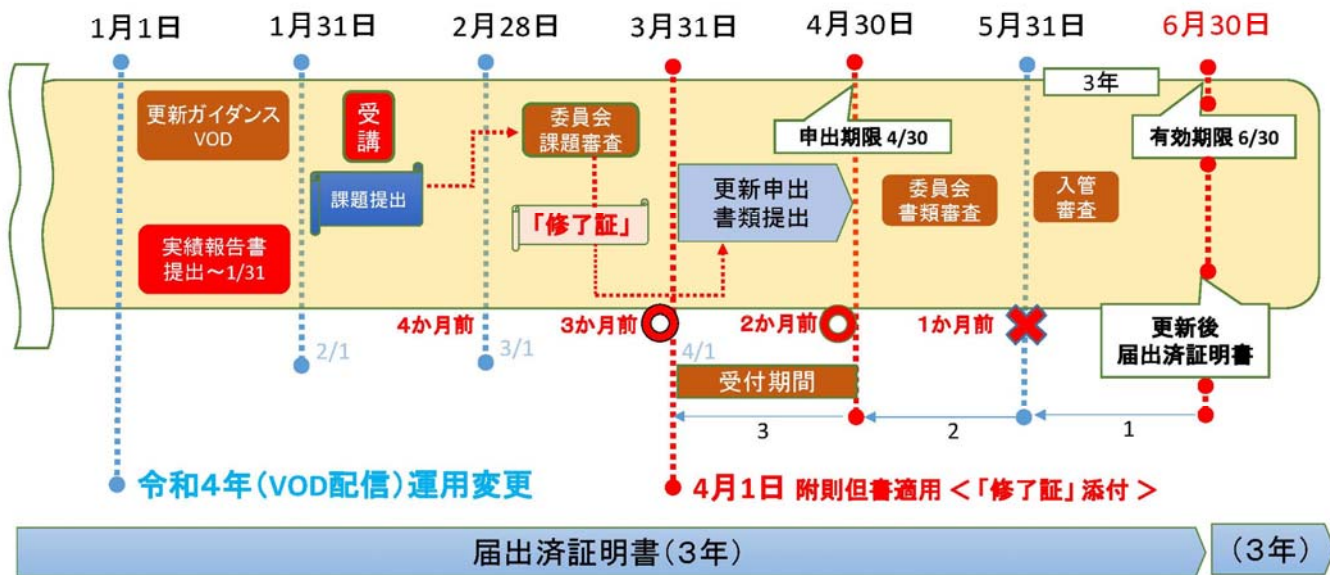
（附 則）

この規則は、令和3年4月12日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の2第1項第二号の規定は、施行の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会で定める日から適用する。

【別添1】

R4年適用開始前案内・概要図

神奈川県行政書士会『届出済証明書の更新のためのガイダンス受講』義務化



神奈川県行政書士会 申請取次行政書士管理委員会

令和3年4月12日改正規則施行／令和4年4月1日改正規則附則但書適用

※更新希望者はガイダンス受講修了証を申出書に添付して提出。

ガイダンス受講の目安は届出済証明書の有効期限の4か月前迄。

※令和4年6月30日に有効期限を迎え、令和4年4月に申出をする方からガイダンスの受講・修了証が必要となります。